

# 実地指導及び監査について

---

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



# 次第

---

1. 実地指導とは

2. 監査とは

3. 実地指導及び監査の流れ

4. 行政処分例

5. まとめ



# 1. 実地指導とは

---



# 1. 実地指導とは

---

## ・集団指導

指定障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、原則として年1回講習会(令和3年度より配信)形式で開催する。

## ・実地指導

サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に定期的(3年又は2年に1回)に事業所を訪問して実施する。

必要と判断される場合や苦情の通報等があれば、連年で又は臨時に実地指導を実施することがある。



## 2. 監査とは

---



## 2. 監査とは

---

### 監査とは

サービスの内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合(指定基準違反等)に、事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。

### 対象

通報・苦情・相談等に基づく情報や、実地指導において確認した情報から、次のいずれかに該当する行為がなされたか、あるいは疑われ、その確認について必要と認められる施設・事業所

次ページ参照



## 2. 監査とは(対象事業所)

---

- ① 障害福祉サービス等の内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ③ 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき
- ④ 度重なる実地指導によっても障害福祉サービス等の内容又は給付費等の請求に改善がみられないとき
- ⑤ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき
- ⑥ 利用者に対する虐待(の疑い)があるとき又は事業所内で重大な事故等が発生したとき



## 2. 監査とは(行政上の措置)

---

監査の結果、法の規定に基づき、県は、「勧告」「命令」「指定の取消し等」の行政上の措置を機動的に行う。

### ①勧告

期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。

期限内に従わなかった場合は公表できる。

### ②命令

正当な理由がなく、勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。





## 2. 監査とは(行政上の措置)

---

### ③ 指定取消し等

指定基準等に重大な違反があった場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力を停止することができる。指定取消し等をした場合は公示することとなる。

※ 命令、指定取消し等を行う前に聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

### 経済上の措置

県が命令又は指定の取消等を行いかつ返還金が生じる場合は、関係市町村は原則として、返還金＋加算金(返還金の40/100)の返還を命じることになる。

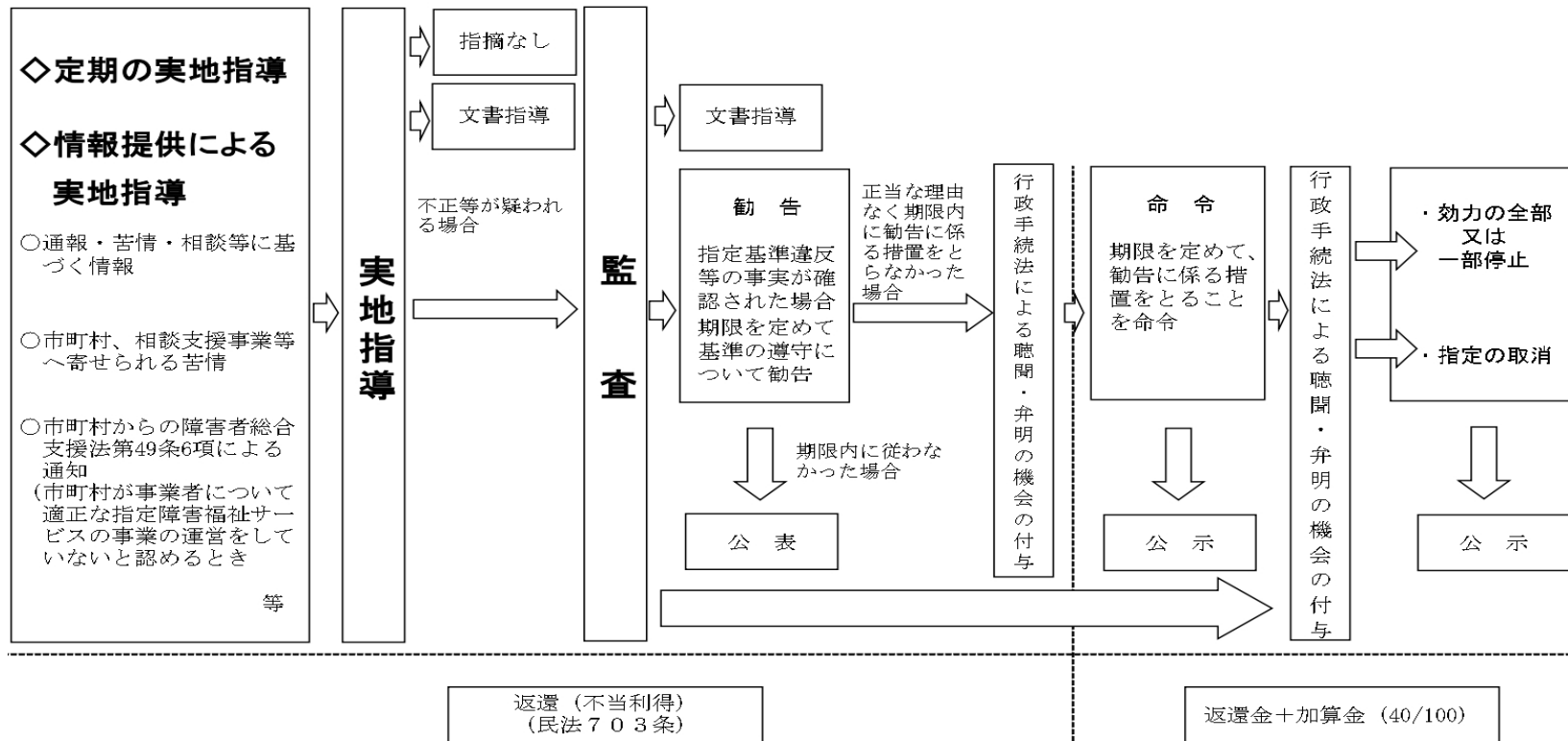


# 3. 実地指導及び監査の流れ

---



# 3. 実地指導及び監査の流れ



## 4. 行政処分例（令和5年度）

---



## 4. 行政処分例(令和5年度)

区分	効力発生日	サービス種別	取消理由
指定取消	令和5年7月1日	就労継続支援B型	①不正請求 一部の利用者について、実際の通所日数を超える利用日数を算定して故意に過度な訓練等給付費を請求した。 ②虚偽報告 県の監査において、利用者に交付した工賃明細書と異なる虚偽の明細書とサービス提供記録等を県に提出した。
指定の全部効力停止3か月	令和5年11月1日	就労継続支援B型	①不正請求 一部の利用者について、元管理者が実際の通所日数を超える利用日数を算定して故意に過度な訓練等給付費を請求した。
指定の全部効力停止6か月	令和6年3月1日	居宅介護 重度訪問介護	①不正の手段による指定 指定申請で提出した勤務形態一覧表について、先に指定を受けた介護サービス事業(訪問介護)において人員基準に違反する勤務実態になっていたにもかかわらず、勤務体制の改善を行わないまま障害福祉サービスの指定を受けた。



## 5. まとめ

---

- ・利用日数の水増しによる不正請求は、いずればれます。 ⇨ 行政処分へ
- ・指定申請時の勤務形態一覧表が虚偽の場合 ⇨ 行政処分へ

（やむを得ない理由で雇用予定者を確保できなくなった場合は、県に報告・連絡を）

・利用者支援の質を実地指導で判断するのは時間的・内容的に限界があるため、各法人・事業所で職員が研さんを積み、支援の質を高める努力をお願いします。

- 方法:
- ① 第三者評価制度を導入する。有識者に見学・評価してもらう。
  - ② 職員に積極的に外部研修を受講させる。
  - ③ 他法人の事業所を見学したり、他法人の事業所からの見学を受け入れる。



「実地指導及び監査について」は以上となります。

---

